

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.5

CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
未来へ続く、次世代エネルギー
神栖市「風力発電施設」を巡る
- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 法定相続情報証明制度
- ◆ 農地所有適格法人
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

未来からの風を受けて回る“風車”
(神栖市)

未来へ続く、
次世代の新エネルギー

神栖市 「風力発電施設」 を巡る



青空に映える純白の“風車”

(図中12)

「ここは日本か？」と見まがうような景色。

ここは茨城、鹿行地域。神栖市の海岸線です。
年間を通して安定した風がないと設置できない風
力発電施設ですが、ここには44基もの“風車”が
回っています。

近未来SFのような景色…。今回は、この“風車”
についてご紹介してまいりましょう。

すご〜い！
ニャンニャンだ、これは？





千人画廊と“風車”
(図中⑫)

行ってみるニヤ。



「未来を創る エネルギー」

今、エネルギー政策も大きな転換点を迎えています。

様々な理由から年々、自然に優しいエネルギーの需要が高まっており、その中において風力発電はクリーンで有効な新エネルギーとして期待されています。

神栖市における風力発電施設は、平成10年に波崎風力発電所が2基設置(図中①)されたのが始まりで、今日に至っては14ヶ所44基が設置され、その発電量は同市の全世帯の電力需要を十分に賄えるだけの規模に達しています。

神栖市風力発電施設の立地場所

平成29年4月現在



①～⑭の数字は稼働開始の順番です。
発電力(kw数)によって施設の大きさが違います。
5,000kw級となると高さ100mを超えます。



(図中⑫)

白砂青松、
打ち寄せる波しぶき
素晴らしいところだニャ。



(図中②)

●これだけの風力発電施設が、なぜ、神栖市にあるのでしょうか。

それは、年間を通して安定した風力を得られているという「地の利」があります。風力発電の事業化のためには、年平均風速が5～6 m/s以上（地上高30m）が望ましいそうですが、神栖市の海岸線では概ねその程度の年平均風速が得られているとのこと。

●さらに、送配電線網が整備されていた。

神栖市は、鹿島臨海工業地帯を抱え、石油化学企業などの企業群のほか、東京電力鹿島火力発電所などの発電所が立地しており、発電した電気を送電することが可能な送配電線網がすでに整備されていたことがキーポイントとなりました。

●しかも地域住民・周辺環境にも配慮。

自然保護、景観形成にも最大限の配慮を行い、地域住民の方への影響も考えて事業を進めています。神栖市は、この施設の建設にあたって、「民家から最低500mは離さないといけない」等、取扱い要項を定めています。



(図中②)



横たわる巨大な5,000kw級のプロペラ(図中③)
自動車と大きさを比べてみてください。

平成24年に茨城県が、洋上風力発電施設の導入に向けて、鹿島港港湾区域の一部に「再生可能エネルギー源を活用する区域」を指定しました。

これから、海の中に大型風力発電施設が36基建設されるそうです。まさに、未来に向けて羽ばたく茨城の象徴になるかもしれませんね。



神栖市長
石田 進

「^{とき}季のきらめき」第5号の発刊にあたって

「季のきらめき」第5号の発刊、お祝い申し上げます。

行政書士の皆様におかれましては、日頃より市政運営へご協力頂き、感謝申し上げます。また、市民の方の身近な頼れる街の法律家として、日々精励されていることに敬意を表します。

さて、神栖市は温暖な気候により、マリンスポーツやサッカーなどが年間を通じ楽しむことができます。夏季には、波崎海水浴場と日川浜海水浴場の2つの海水浴場が開設され、今回特集頂いた大型風力発電施設も海水浴場から臨むことができます。

皆様、是非お越し下さい。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。平成29年11月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比728名増加し、46,441名となりました。茨城県行政書士会には、1,164名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法・法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実・配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・ 建設業許可申請
- ・ 宅建業免許申請
- ・ 産業廃棄物処理業許可申請
- ・ 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・ 貨物自動車運送業許可申請
- ・ 倉庫業の許可申請
- ・ 飲食店営業許可申請
- ・ 風俗営業許可申請
- ・ 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・ 株式会社等法人設立関係書類作成
- ・ 会計記帳、決算書類の作成
- ・ 各種議事録、社内規定の作成
- ・ 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・ 公的機関助成金、融資手続き
- ・ 雇用、賃金についての相談
- ・ 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・ 遺言書、遺産分割協議書、相続
内容証明郵便の作成
- ・ 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・ 交通事故調査
- ・ 自賠責保険の請求手続き
- ・ 著作物の登録
- ・ 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・ 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・ 住宅賃貸借契約書
- ・ 不動産売買契約書
- ・ 建築請負契約書
- ・ 農地転用許可申請
- ・ 開発行為許可申請



法定相続情報証明制度

あなたの
相続手続を
応援します！

法定相続情報番号 0527-17-0009

被相続人 行政太郎 法定相続情報

最後の住所 東京都
出生 昭和18年4月30日
死亡 平成28年1月10日

番地

出生 昭和40年9月29日
(子)
行政一郎

(被相続人)
行政太郎

住所 茨城県
出生 昭和11年8月3日
(配偶者・申出人)
行政花子

出生 昭和42年1月18日
(子)
行政二郎

作成日：平成29年6月8日
作成者：行政士 くらし まる
事務所：茨城県

これは、平成29年6月8日に申請のあった相続情報に係る法定相続情報一覧図の写しである。

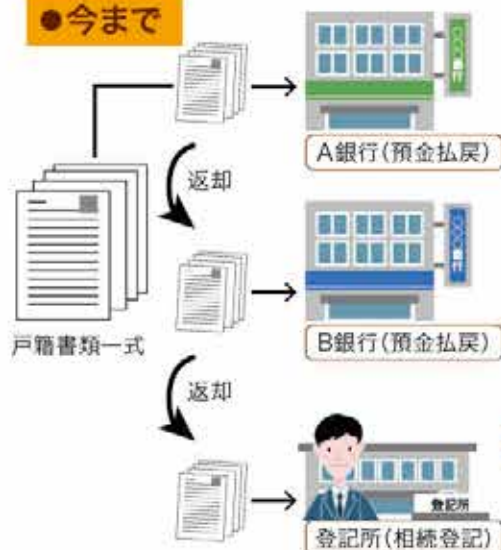
平成29年6月8日
水戸地方自治体印

登記官 平 沢 政 和

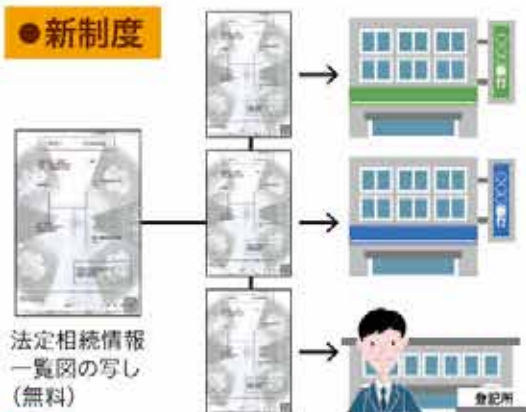
印 鑑

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなり、相続手続がよりしやすくなりました。

●今まで



●新制度



ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出
(又は法定相続人)

1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

2 法定相続情報一覧図を作成します。

3 所定の申出書を記載し、書類を添付して登記所(法務局)に申出をします。

② 交付
(登記所)

登記官による認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

③ 利用

各種相続手続へ
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)



よくあるご質問

●手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。

※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。

●提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

ポイント! 時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家に依頼することも可能です。

●申出の手続きをとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

●行政書士 ●弁護士 ●司法書士 ●土地家屋調査士 ●税理士 ●社会保険労務士
●弁理士 ●海事代理士 上記の専門家のほかは、申出人の親族に限られます。

●被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人(亡くなられた方)の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。



行政書士は頼れる街の法律家です。

法定相続情報証明制度のご相談は、ぜひお気軽に最寄りの行政書士まで!!

農地所有適格法人



農業経営の法人化に向けて



農地を
借りることも、
所有することも
可能です

農業所有適格法人の要件

- 株式会社(公開会社でないもの)
- 主たる事業が農業
- 農業関係者が総決議権の過半数を占める
- 役員の過半数が農業に常時従事する
- 役員または重要な使用人が1以上農作業に従事する



● 毎年、農業委員会への事業報告が義務づけられています!!

農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況を農業委員会に報告しなければなりません。この毎年の報告をせず、または虚偽の報告をした場合には30万円以下の過料が課せられます。

● 継続して要件を満たす必要があります!!

農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農業委員会は法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告できます。この場合、法人からの農地の所有権を譲渡したい旨の申出があったときは、農業委員会はあっせんを努めることとされています。

● 自ら生産した農産物の加工・販売もできます



法人化のメリット

経営上のメリット	経営管理能力の向上	経営者としての意識改革、経営管理の徹底
	対外信用力の向上	金融機関や取引先への信用力 「企業」としてのイメージ向上により、商品取引の円滑化
	人材の確保・育成	雇用が円滑、新規就農者の確保
	経営継承の円滑化	法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保 事業継承後も対外信用力が継続

就農を総合的にサポートする国の施策

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員 としての就農	独立・自営就農	
所得の 確保	農業次世代 人材投資事業 (準備型) 研修期間中、年間 150万円を最長 2年間交付	法人側に対する 農の雇用事業 農業法人に就職 した青年に対す る研修経費とし て年間最大120 万円を最長2年 間助成	農業次世代 人材投資事業 (経営開始型) 45歳未満で独立 して自営する認 定新規就農者に 対して、年間最大 150万円を最長 5年間交付	農業法人等の 次世代経営者 の育成 (農の雇用事業) 法人等の職員を 次世代経営者と して育成するた めの派遣研修経 費として、月最大 10万円を最長2 年間助成
技術・ 経営力 の習得	農業経営者 育成教育の レベルアップ 就農希望者等に、 高度な農業経営 者教育を行う機 関等に対して支 援	雇用者の法人独立に向けた研修経費として年間最大120万円を最長4年間助成(3年目以降は最大60万円)		農業経営塾 の創出
就農定着 に向けた 諸課題の 解決	・若者の就農意 欲喚起の取組 ・就農相談会	・新規就農者間の交流会 ・サポート体制の強化		
機械・ 施設の 導入			青年等就農 資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金

「法人の設立」や「農地転用申請」は行政書士の代表的な業務です。
私たち行政書士は、みなさまの生活を良くするお手伝いをしています。

茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置され、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の実施

茨城県行政書士会では電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

中小企業を対象とした創業支援相談会に参加しています。

また、事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図っています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「ごみの収集と法律」のテーマで出前授業を行いました。これからも法に基づく制度を理解してもらい、法的なものの考え方を身につけるための教育に貢献していきます。



災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成29年5月現在では、県内20市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市、牛久市、常総市）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。

なお、平成29年5月には福島県行政書士会との協定を締結し、連携を深めています。



福島会との災害時支援協力協定の締結

支部のご紹介

支部名 県西支部

市町村

筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

会員数

276名

支部長事務所所在地

筑西市中館203番地

連絡先

0296-25-2919

支部名 県北支部

市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(太子町)

会員数

117名

支部長事務所所在地

日立市水木町2丁目39番19号

連絡先

0294-87-6227

支部名 水戸支部

市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

会員数

285名

支部長事務所所在地

水戸市大工町1丁目3番11号
東陽ビル

連絡先

029-251-3101

支部名 県南支部

市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

会員数

393名

支部長事務所所在地

龍ヶ崎市佐貫3丁目7番地7

連絡先

0297-63-3303

支部名 鹿行支部

市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数

93名

支部長事務所所在地

鹿嶋市宮中2010番地3
カシマ95ビル1F

連絡先

0299-82-8153

(平成29年11月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

平成29年度 (下期) 無料相談会一覧

平成29年11月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	稲敷市	稲敷市役所 1 階相談室	毎月第2、第4日曜日 (1/14・1/28・2/11・2/25・3/11・3/25)	午前10時 ～ 正午	稲敷市役所 029-892-2000
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2 階会議室	毎月第3月曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所分庁舎 1 階	毎月第4土曜日 (1/27・2/24・3/24)	午後1時 ～ 午後4時	県南支部 029-896-3417 (担当:石神)
お	大洗町	大洗町役場 1 階ロビー	毎月第3火曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時 ～ 午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 玄関ホール	毎月第3火曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時 ～ 午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 1 階ロビー内	毎月第3水曜日 (12/20・1/17・2/21)	午後1時 ～ 午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
き	北茨城市	北茨城市役所 4 階会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (12/6・2/7・3/7) 1 月第1木曜日(1/4)	午後1時 ～ 午後5時	北茨城市役所広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	三和公民館	12月第2土曜日(12/9)	午前10時 ～ 午後2時	県西支部 0280-33-3685 (担当:細井)
		総和中央公民館	2月第3土曜日(2/17)	午前10時 ～ 午後2時	
さ	境町	境町中央公民館 2 階会議室	2 月第4 日曜日(2/25)	午後1時 ～ 午後4時	県西支部 0296-55-1159 (担当:肥後)
し	常総市	常総市役所 水海道庁舎市民ホール	原則第3土曜日 (12/16・1/20・2/17・3/17)	正午 ～ 午後5時15分	県西支部 090-8892-4712 (担当:飯塚)
	城里町	城里町役場 2 階ミーティングルーム	毎月第2火曜日 (12/12・1/9・2/13・3/13)	午後1時 ～ 午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	12月第3土曜日(12/16) 2 月第4 土曜日(2/24)	午前10時 ～ 午後3時	県西支部 0296-25-1907 (担当:増戸)
つ	土浦市	土浦市役所 3 階相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時30分 ～ 午後4時30分	土浦市役所広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 会議室 (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (12/8・2/9・3/9) 1 月のみ第3金曜日(1/19)	午後1時 ～ 午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日 (12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時 ～ 午後4時	日立市役所広報広聴課 0294-22-3111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日) (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時30分 ～ 午後5時	県北支部 0294-43-2735
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	毎月第1・第3・第5木曜日 (12/7・12/21・1/4・1/18・2/1・2/15・ 3/1・3/15・3/29)	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか商工会議所 3階相談室	毎月第4水曜日 (12/13・1/24・2/28・3/14)	午後1時～ 午後3時 12/13・3/14のみ 午後1時～ 午後3時30分	ひたちなか商工会議所 029-273-1371
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側)	毎週木曜日 (12/7・12/14・12/21・12/28・ 1/4・1/11・1/18・1/25・2/1・2/8・ 2/15・2/22・3/1・3/8・3/15・3/22・ 3/29)	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所市民相談室 029-232-9109
			原則毎月第2金曜日 (12/8・1/12・2/9・3/9)	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第3土曜日 (12/16・1/20・2/17・3/17)	午後1時 ～ 午後4時	
も	守谷市	守谷市中央公民館 団体活動室	原則毎月第2土曜日 (12/9・2/10・3/10) 1月のみ第3土曜日(1/20)	午後1時 ～ 午後4時	県南支部 0297-63-3303

この日程は変更になる場合があります。

すべての信頼に応える行政書士!気軽に活用しよう!!



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

数ある情報誌などの中から、本誌をお手に取っていただき、誠にありがとうございます。国民のために存在する行政書士制度を、出来るだけ多くの皆さんに知っていただき、いつでも、どこでも、誰でも、もっと気軽に行政書士を活用してもらいたい、そんな思いからスタートした制度PR誌【季のきらめき】は、第5号発刊の運びとなりました。

どれだけ皆さんに認知いただけたか、いざ鎌倉の際に有効に機能したか、そして満足いただけたか、現状に甘んじることなく試行錯誤の連続です。

行政書士をはじめとする士業制度は、国民生活をより便利にするために存在する社会正義、社会制度です。

社会には、実に数多くの様々なルールがあります。日常生活などの身近なことからビジネスの分野まで、私たちは、そうしたルールに従わなければなりません。すべての人は、それらルールの下、平等の権利を有します。

行政書士は、国民一人ひとりの権利を守ることで、皆さんの悩みを解決し、夢の実現を応援します。相続や遺言、契約書等の作成、法人の設立から許認可取得まで、幅広い分野をカバーし、期待と信頼に応えます。

『皆さんの期待と信頼に応える行政書士』。気軽に活用してみませんか?!

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後 1 時～午後 5 時

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

